

# 第5次 沼津市地域福祉計画

沼津市成年後見制度利用促進基本計画  
沼津市重層的支援体制整備事業実施計画  
沼津市再犯防止推進計画



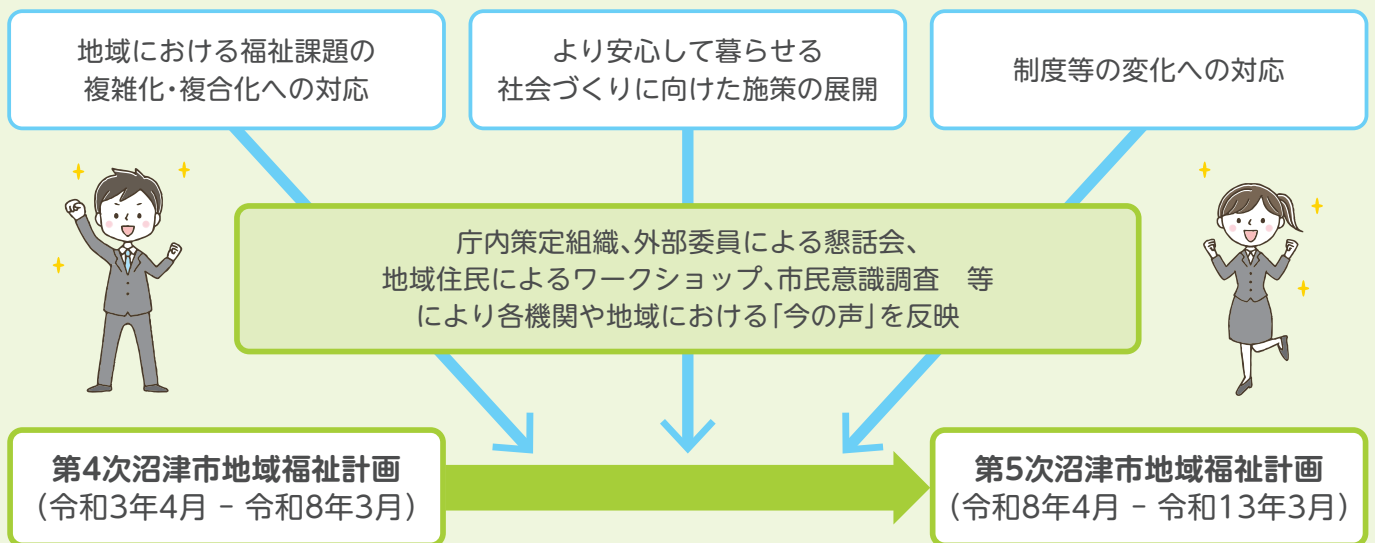
共に支え合い、誰もが安心して  
元気にいきいき暮らせるまち

～育む、関わる、思いやる、「お互い様」の心でつなげる地域の福祉(しあわせ)～

## 計画の趣旨と背景

本市では、平成16年に地域福祉に関する理念や方向性を示す第1次計画として「沼津市地域福祉計画」を策定し、その後、5年ごとに更新を行いこれまで3度の改定を経て、令和3年4月から令和8年3月までの「第4次沼津市地域福祉計画」（以下、「第4次計画」という。）では、「共に支え合い、誰もが安心して元気にいきいき暮らせるまち～育む、関わる、思いやる、「お互い様」の心でつなげる地域の福祉（しあわせ）～」の基本理念のもとで、取組を進めてきました。

近年の社会情勢の変化に伴う様々な福祉課題や、「地域共生社会」の実現を目指していくという方向性を踏まえ、「第5次沼津市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）では、「第4次計画」の基本理念を引き継ぐとともに、沼津市社会福祉協議会が策定する「第6次沼津市地域福祉活動計画」と一体的に策定することで、市と市社会福祉協議会の連携・協働体制を強化するほか、「沼津市重層的支援体制整備事業実施計画」、「沼津市成年後見制度利用促進基本計画」、「沼津市再犯防止推進計画」の3つの計画を加え、地域福祉の一層の推進を図っていきます。



## 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」、社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」、再犯防止推進法第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

また、本計画は、沼津市総合計画を上位計画とした地域福祉に関する個別計画として位置付け、本市における地域福祉の重要な担い手である市社会福祉協議会において策定する地域福祉活動計画と協働し策定します。

## 計画期間

本計画の計画期間は、5か年(令和8(2026)年度から令和12(2030)年度)とします。

また、社会情勢の変化や関連する他の個別計画との整合を図りながら、必要に応じてその内容を見直します。

# 計画の基本目標

## 計画の基本目標

本計画においては、昨今の社会情勢や本市の地域福祉を取り巻く状況を踏まえ、「共に支え合い、誰もが安心して元気にいきいき暮らせるまち～育む、関わる、思いやる、『お互い様』の心でつなげる地域の福祉(しあわせ)～」を基本目標とします。

これは、あらゆる主体が手を取り合い、「お互い様」の心でつながり合うネットワークづくり、誰も置き去りにしない包括的な支援体制を構築し、その先にある地域共生社会の実現を目指して掲げたものです。

### 共に支え合い、誰もが安心して 元気にいきいき暮らせるまち

～育む、関わる、思いやる、「お互い様」の心でつなげる地域の福祉(しあわせ)～

※“福祉”という字は両字とも「しあわせ」を意味する漢字です。“地域福祉”とは、“地域でしあわせに生きること”であるという前向きなイメージを表現するため「福祉(しあわせ)」と表記します。

## 「お互い様」という言葉に込める想い

互いに協力し、  
良いところを活かし合う

支援の受け手と支え手の  
関係を超えて互いに  
支え合う

様々な人の特徴や  
特性を理解し、  
互いに思いやる

周りの人や地域の  
困りごとを「我が事」  
として考える

住民・地域・行政等が  
互いに関わり合い、  
連携・協働する

# 共に支え合い、誰もが安心して 元気にいきいき暮らせるまち

～ 育む、関わる、思いやる、「お互い様」の  
心でつなげる地域の福祉（しあわせ） ～

## 地域共生社会の実現に向けた 「お互い様」の心でつながるネットワーク

地域の福祉（しあわせ）をみんなで創り出す



個人、地域、行政  
だけでは解決できない  
課題をみんなで解決する

### 【人材】

①「お互い様」の心を育む  
福祉の人づくり

個人や家族でできることをする



制度の狭間の課題、  
複合化、複雑化した  
課題をみんなで解決する

### 【つながり】

④「人材」、「地域」、「行政」が  
共生できる体制づくり

〈沼津市重層的支援体制整備事業実施計画〉

地域の中で  
支え合う

公的サービスで  
支える

### 【地域】

②「お互い様」で支え合う  
福祉の地域づくり

### 【行政】

③地域住民等の「お互い様」を  
支える福祉サービスの提供

〈沼津市成年後見利用促進基本計画〉



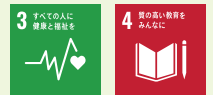
誰もが犯罪の  
被害者や加害者になることなく、  
安心・安全に暮らすことができる社会を実現する  
〈沼津市再犯防止推進計画〉



# 地域福祉の取組

## 基礎的推進項目①

### 「お互い様」の心を育む福祉の人づくり



誰もが地域で支えられる存在であると同時に、地域を支える重要な一員であるという「お互い様」の心を持ち、地域課題を『我が事』として捉えられる住民意識の向上と、地域福祉活動に主体的に参加する新たな人材の確保、課題解決や活動の活性化に向け積極的に活動する人材の育成を進めるため、以下の区分に分けて取り組んでいきます。

## ① 助け合い、支え合いの住民意識の向上

### ① 地域共生に対する意識の啓発・理解の促進

様々な福祉課題について学ぶ機会や様々な立場の人たちとの交流を深める機会を設け、相互理解を促進するとともに、あらゆる課題を『我が事』として捉える意識を高め、住民同士が支え合う仕組みづくりを推進します。

### ② 学校教育、生涯学習と連携した啓発活動

児童・生徒、学生等の若年者に対する福祉教育を推進するとともに、あらゆる世代に対し、生涯学習活動などを通じて、地域共生社会の実現に向けた意識の啓発や共有を図ります。

## ② 担い手となる人材の確保と育成

### ① 多様な活動の担い手の発掘と育成

地域活動の担い手としてのノウハウや活動を支えるリーダーとしての考え方を身につけるための機会を充実させるとともに、様々な活動の担い手づくりを通じ、地域共生社会を支えるための人材を発掘、育成します。

### ② 地域活動やボランティア・NPO活動への参加促進

誰もが地域活動やボランティア・NPO活動に参加しやすくなるよう、支援を必要とする人へのコーディネートや活動に関する情報提供等の支援を行います。

## 基礎的推進項目②

### 「お互い様」で支え合う福祉の地域づくり



「コロナ禍」を経て、日々の生活に身近な場所での活動の再開やネットワークの再構築が進むよう支援し、地域の主体的な活動の活性化を図ることで、身近で関わり合い、支え合える地域福祉のコミュニティづくりを促進します。また、地域で活動する様々な団体や組織等への支援を通じ、「お互い様」の心で思いやりや支え合う地域づくりを進めます。

## ① 地域福祉のコミュニティづくり

### ① 住民主体の小地域ネットワークの構築

互いに思いやり支え合う福祉コミュニティの推進を図るため、「向こう三軒両隣」の関係性を高め、地域活動を通じた関わり合いを促し、身近な圏域における助け合いのネットワークを構築します。

### ② 地域福祉活動の活性化

こどもから大人まで、幅広い世代の人々が協力し合う住みやすい地域をつくるため、すべての住民がいきいきと暮らせる地域づくりを促進します。

## ② 地域の実情に応じた課題解決力の強化

### ① 地域における各種団体、組織等への支援

地域福祉の推進に資する各種団体や組織の活動を支援し、地域の実情に応じた、地域による課題解決を促進します。

### ② 地域課題やニーズへの対応

地域ごとに異なる実情やニーズに対応するため、適切な情報提供・共有・連携を図ることで、地域内で課題を解決するための力や適切な支援につなぐ力を強化します。

## 基礎的推進項目③

# 地域住民等の「お互い様」を支える 福祉サービスの提供



既存のサービスだけではなく、社会環境の変化に伴い多様化する福祉ニーズや複雑化・複合化する課題に対応する施策の展開、日常時・非常時において様々な支援を必要とする人が安全に生活できるよう、防犯、災害対策等を推進するとともに、誰もが分け隔てなく共生できる社会づくりに向けた「こころのユニバーサルデザイン」を促進します。

## 1 福祉サービスの充実

### 1 既存の福祉サービスの充実及び日常生活圏を基本とした環境づくり

今後、高まる福祉の需要に対し、各種計画や法令に基づき、将来的なビジョンを掲げ、既存のサービスをさらに充実させます。



### 2 多様化する福祉ニーズに対応する施策の展開

様々な特徴や課題を持った住民が、それぞれの実情に合ったサービスを受けることができるよう、多様化する福祉ニーズを的確に把握し、全ての人が支援に行き届く施策を展開します。

## 2 誰もが安全で快適に暮らせる環境づくり

### 1 防犯体制の強化や災害、非常事態に対して強靱なまちづくり

一人暮らし高齢者や障がいのある人、外国人住民といった日常時・非常時において様々な支援を必要とする人が安全に生活できるよう、防犯、災害対策等を推進します。

### 2 ユニバーサルデザインの推進

すべての住民が快適に暮らせるよう、ハード面におけるユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを引き続き推進するとともに、すべての人が互いの特徴や個性を尊重し、それぞれの多様性を理解し、誰もが分け隔てなく共生できる社会づくりに向けた「こころのユニバーサルデザイン」を促進します。

## 沼津市成年後見制度利用促進基本計画

### 成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人は、財産の管理や契約等の法律行為を行うことが難しい場合があります。成年後見制度は、こうした判断能力が十分でない人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

### 計画の趣旨

平成28年(2016)年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、「国の成年後見制度利用促進計画」を勧告して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされました。



資料：厚生労働省

## 重点推進項目④

# 「人材」、「地域」、「行政」が共生 できる体制づくり

〈沼津市重層的支援体制整備事業実施計画〉



## 重層的支援体制整備事業とは？

社会福祉法改正により、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、5つの支援事業(①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業)で構成される事業です。



### ● 重層的支援体制整備事業における構成事業

#### ① 包括的相談支援事業

介護、障がい、こども・子育て、生活困窮分野の各支援関係機関等により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する相談支援等を行います。

#### ② 参加支援事業

対応できない個別性の高いニーズを有している人に対し、ニーズや抱える課題等を丁寧に把握し、地域・社会とのつながりをつくるための支援を行います。

#### ③ 地域づくり事業

介護、障がい、こども・子育て、生活困窮分野等で行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施します。

#### ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

既存の制度では支援が届いていない人等に対し、支援関係機関等が積極的に働きかけることにより、本人と継続的な関係性を構築し、伴走型支援を行います。

#### ⑤ 多機関協働事業

単独の支援関係機関や既存の連携体制では解決が困難な案件に対する調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性の決定、支援プランの策定を行います。



## 計画の趣旨

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備するため、重点的推進項目として本項を「沼津市重層的支援体制整備事業実施計画」と位置付けます。

これまで本市が福祉の各制度で構築してきた体制、地域福祉・まちづくり等の取組を基に、さらにその連携・協働および拡充を図り、関係機関、団体や地域が、それぞれの取組の特徴、強みを最大限に発揮できる包括的な支援体制を市全体で構築し、地域共生社会の実現を目指します。

### ● 重層的支援体制整備事業の全体像

#### I 相談支援

##### 包括的な 相談支援の体制

- 属性や世代を問わない相談の受け止め
- 多機関の協働をコーディネート
- アウトリーチも実施



#### II 参加支援

- 既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
  - 既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)
- 〈狭間のニーズへの対応の具体例〉



#### III 地域づくりに向けた支援

##### 住民同士の顔の見える 関係性の育成支援

- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- 多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加
- 学びの機会のコーディネート



I～IIIを通じ、● 継続的な伴走 ● 多機関協働による支援 を実施

新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化



内閣府HP  
孤独・孤立対策  
「政府の取組」

資料：厚生労働省「地域共生社会の在り方検討会議(第6回)」(令和6年11月26日)をもとに、沼津市作成

## 計画の趣旨

国においては、平成28年12月に成立した「再犯防止推進法」に基づき、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくため、令和5年3月、「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定しました。

犯罪や非行をした方の中には、貧困や疾病、厳しい生活環境等から様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えている方も少なくありません。再犯を防止するためには、刑事司法関係機関だけの取組だけではなく、地域に住む人々の理解や協力、また、更生保護に関わる人や団体、既存の福祉、地域住民の連携のもとで、居住支援や就労支援等社会復帰後に地域社会で孤立させない「息の長い」支援に取り組んでいくことが必要です。

このような現状を踏まえ、本計画の基本目標である「共に支え合い、誰もが安心して元気にいきいき暮らせるまち～育む、関わる、思いやる、『お互い様』の心でつなげる地域の福祉(しあわせ)～」を目指し、誰もが生きづらさを抱えたまま地域で孤立することなく、地域社会の一員として生活を送ることができるよう、「沼津市再犯防止推進計画」を策定します。

### ●再犯防止に関する主な制度や取組

#### 1 保護司

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないよう、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。法務大臣からの委嘱を受け、犯罪や非行のない安全安心な社会の実現を目指して活動しています。

#### 2 更生保護女性会

犯罪非行者の更生保護、地域社会の犯罪予防並びに浄化活動に協力し、併せて更生保護事業の強化を推進することを目的とするボランティア団体です。

#### 3 協力雇用主

犯罪や非行をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用、または雇用しようとする事業者のことです。

#### 4 福祉サービスの利用促進

保健医療・福祉サービスは、犯罪をした者であるか否かにかかわらず提供されます。支援を必要とする人が、安定した生活を送れるように、相談支援や情報提供等の充実を図ります。

#### 5 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱する犯罪や非行の防止および立ち直りの支援を目指す全国的な活動です。



再犯防止対策に対する国の取組

## 第5次沼津市地域福祉計画【概要版】

発行：沼津市  
企画・編集：沼津市役所 市民福祉部 福祉企画課  
〒410-8601 沼津市御幸町16番1号  
TEL：055-934-4824 FAX：055-934-2631



計画本編